

吉間田滝根線（仮称）7号橋上部工事

落札者決定基準

令和元年5月17日

福島県土木部

本工事において、事業者の選定にあたっては、入札価格と提案内容によって総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式一般競争入札方式を採用する。

本「落札者決定基準」は、総合評価方式一般競争入札により落札者を決定するための基準として示すものである。

（1）評価項目と加算点

評価項目		加算点	
施工計画	施工計画の適切性	10点	
技術提案	1 本工事における上部工（床版・鋼桁）の品質確保と耐久性向上に関する技術提案	20点	57点
	2 現場特性を踏まえた、本工事における施工時の安全確保と周辺環境対策に関する技術提案	20点	
品質確保等の確実性			7点

（2）落札者の決定方法

①落札者は、次の各要件に該当する者のうち、下記（3）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者とする。

（ア）入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

（イ）当該工事に係る技術提案が最低限の要求要件（発注者提示案）をすべて満たしていること。

②上記①において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決める。

（3）総合評価の方法

①標準点

標準点は、入札参加資格を満たす場合に付与される点で100点とする。

②加算点

評価項目と基準は、以下のとおりとし、加算点の最高点は57点とする。

(a) 施工計画

評価内容	評価基準	配点	得点
施工計画の適切性	技術審査書の点数が 95 点以上の場合	10 点	/10.0
	技術審査書の点数が 90 点以上 95 点未満の場合	9 点	
	技術審査書の点数が 85 点以上 90 点未満の場合	8 点	
	技術審査書の点数が 80 点以上 85 点未満の場合	7 点	
	技術審査書の点数が 75 点以上 80 点未満の場合	6 点	
	技術審査書の点数が 70 点以上 75 点未満の場合	5 点	
	技術審査書の点数が 65 点以上 70 点未満の場合	4 点	
	技術審査書の点数が 60 点以上 65 点未満の場合	3 点	
	技術審査書の点数が 55 点以上 60 点未満の場合	2 点	
	技術審査書の点数が 50 点以上 55 点未満の場合	1 点	
	技術審査書の点数が 0 点以上 50 点未満の場合	0 点	
小計点①			/10.0

(b) 技術提案

指定テーマ	提案項目	配点	得点
1 本工事における上部工(床版・鋼桁)の品質確保と耐久性向上に関する技術提案	指定テーマ 1 に関する問題・課題に対し、施工方法や創意工夫等の技術提案を記述する。	判定方式	/20.0
2 現場特性を踏まえた、本工事における施工時の安全確保と周辺環境対策に関する技術提案	指定テーマ 2 に関する問題・課題に対し、施工方法や創意工夫等の技術提案を記述する。	判定方式	/20.0
小計点②			/40.0

注 1. 技術提案における最低限の要求要件として、設計図書における諸法令を遵守することともに、福島県共通仕様書要件を満たしていること。

注 2. それぞれの課題に対する技術提案は、複数の対策を記述してよい。

(c) 品質確保等の確実性の評価

開札前においては、品質確保等の確実性として全者に③ 7 点を加点します。なお、開札後、入札額が調査基準価格（非公表）未満であった入札参加者について、入札執行者が品質確保等の確実性を 0 点に修正します。

③入札価格及び技術提案に係る総合評価は、技術提案の各評価項目を点数化して得られた加算点に標準点である100点を加えた点数を当該入札者の入札価格から算出した評価値算出価格で除した数値（評価値）をもって行う。なお、評価値算出価格の設定方法は、基準価格設定型による。

○技術評価点＝標準点(100点) + 評価項目ごとの加算点(①～③の合計点)

○評価値＝(技術評価点 ÷ 評価値算出価格) × 10,000,000